

**「いしかわ子ども総合条例」における携帯電話の
フィルタリング規制の強化について【ご意見様式】**

氏名	社団法人 電気通信事業者協会	電話番号	03-3502-0991
住所	〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4F		
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	<input type="checkbox"/> 20歳未満 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代以上

〔ご意見〕

別紙をご参照願います。

注：ご意見は、1項目につき1枚でお願いいたします。
記入欄が不足する場合は、用紙を追加してください。

このたびは、「いしかわ子ども総合条例（以下、「本条例」という。）改正骨子案」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり、携帯電話・PHS事業者が参画している社団法人電気通信事業者協会（以下、「TCA」という。）の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. はじめに

- ・ 携帯電話インターネット接続サービスの普及に伴い、コミュニケーションの利便性向上が図られた一方、有害サイトを発端とした犯罪による青少年被害の発生、また学校裏サイトでの「ネットいじめ」の発生などが社会的問題となっております。
- ・ TCA 及び携帯電話・PHS事業者では、このような状況を鑑み、インターネット上の違法・有害情報から青少年を守るためにフィルタリング普及促進、ケータイ教室等の開催による ICT リテラシーの向上等の取り組みを積極的に実施しております。
- ・ また、2009 年 4 月に施行された、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下、「青少年インターネット環境整備法」という。）」についても、携帯電話・PHS事業者は本法の主旨を十分に踏まえて、引き続き取り組みを推進しております。

2. 本条例改正骨子案に対する意見

本条例改正骨子案について、以下のとおり意見を述べさせていただきます。

(1) 事業者の事業運用への配慮について

- 本条例改正骨子案の内容がそのまま条例化された場合、携帯電話・PHS事業者（以下、「事業者」という。）を含む関係者は既存の法律等の義務を超えた新たな責務を負うこととなり、事業者においては契約締結業務等について一部見直しが必要となります。従って、本条例の改定に際しては、現在、すでに施行済みである青少年インターネット環境整備法や他自治体の同目的の条例にあります関係者への責務との整合性等を考慮し、事業者に対し過度の運用の見直しが発生することのないよう配慮して頂きたいと考えます。

(2) 保護者がフィルタリングサービスを不要とする旨の申告をした場合の理由書に関して

- 保護者がフィルタリングサービスを不要とする旨の申告をした場合に提示する理由書については、事業者において契約締結時等において収集することは可能であるものの、その保存については新たなシステム改修や新たな運用の構築を要するものとなります。また、石川県殿において改正条例の効果などを検証していただくために、保護者がフィルタリングサービスを不要とする理由については石川県殿において収集・分析を行っていただくことが効果的であると考えられます。従って、事業者が回収する理由書については、最終的に石川県殿にて集約され保存していただくことが望ましいと考えます。

以 上